

議案第71号

新居浜市農業近代化資金及び漁業近代化資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市農業近代化資金及び漁業近代化資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市農業近代化資金及び漁業近代化資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市農業近代化資金及び漁業近代化資金の利子補給に関する条例（平成22年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市農林漁業振興事業資金の利子補給に関する条例

第1条中「農業者、漁業者等に」を「農林漁業者等に」に、「農業近代化資金又は漁業近代化資金」を「農林漁業振興事業資金」に、「農業者、漁業者等の」を「農林漁業者等の」に、「近代化に」を「近代化及び合理化を図り、農林漁業の振興に」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、「農林漁業振興事業資金」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金

(2) 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金

(3) 愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例（昭和36年愛媛県条例第25号）第3条に規定する農林漁業共同化資金

2 この条例において、「農林漁業者等」とは、農業、林業及び漁業を営む者並びにこれらの者の組織する団体等のうち、市長が認めるものをいう。

3 この条例において、「融資機関」とは、農業、林業又は漁業に係る融資をその業務とする機関のうち、市長が認めるものをいう。

第3条第1項中「農業者、漁業者等」を「農林漁業者等」に、「農業近代化資金又は漁業近代化資金」を「農林漁業振興事業資金」に改め、同条第3項中「農業近代化資金又は漁業近代化資金」を「農林漁業振興事業資金」に改める。

第4条第1項中「農業近代化資金又は漁業近代化資金」を「農林漁業振興事業資金」に、「農業者、漁業者等」を「農林漁業者等」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

提案理由

農林漁業共同化資金を利子補給の対象に追加するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。